

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第

卷五十二第

行發日一月二十年二和昭

論叢

社會黨の農民獲得運動

法學博士

河田 嗣郎

租 稅 道 義

法學博士

神戶 正雄

徳川時代に於ける長崎の支那貿易

文學博士

矢野 仁一

スミス「富國民論」の基礎的考察

法學士

石川 興二

文化現象の凝集作用

法學士

恒 藤 恭

說苑

我が國の地方費國庫補助制度

經濟學士

中川與之助

雜錄

大名領地について

經濟學博士

本庄榮治郎

獨逸の租稅收入

經濟學博士

沙見 三郎

聚落に關する三新著

經濟學士

黑 正 巖

法 令

銀行法施行期日ノ件・銀行法ニ依ル地域指定ノ件・銀行法ニ依ル銀行ノ特例ニ關スル件・銀行法ニ依ル人口一萬未滿ノ地ヲ定ムルノ件・銀行法施行細則

附 錄

本誌第二十五卷總目錄

雜 錄

大名領地について

本庄榮治郎

一 德川時代は集権的封建制度の時代である。將軍家は天皇より封せられた最大の領主であるが、事實に於ては將軍家が全國を統轄し、或は直接に之を領し、或は諸大名に封地として授けたものである。當時の土地は領有權の上より觀察すれば皇室御領、天領、大名領地、社寺領地の四種に大別することが出来る。

皇室御領は室町時代に著しく減少したが、信長秀吉は共に舊御領の恢復に盡し、家康のときは禁裡御料一萬石とし、其後も増減があつたが遂に三萬石とし、山城丹波兩國の中より之に宛てた。其他仙洞御料、女院其他の御料があ

り、皇族攝關家公家等の家祿も、時に増減があつたが、その額が定められて居た。尤御大禮御造營等の臨時の用度は別であり、常に若干の補足金を上つたものである。慶應三年に至つて山城全國の德川領地及び武家の領分知行を悉く貢獻したが、その高凡そ二十萬石と稱せられる²⁾。

次に天領は幕府直轄地であつて、又御料ともいふ。全國の四分の一に及び、日本六十八ヶ國中四十七ヶ國に散在して居る。樞要の地には奉行を置き、其他には代官を置いて支配し、幕府の勘定奉行が之を統轄して居る。

大名領地は將軍の判物又は朱印狀を以て授與さる、ものであつて、幕府はこれが與奪の權を有する、第三家の外、一半は譜第大名に屬し、他は外様大名に屬する。領内の行政は大體自治であるが、重大なる事項は幕府統轄の下に在つたものである。

終りに社寺領地は朱印狀、黒印狀又は判物の形式を以て、幕府又は大名より社寺に與へたものである。但朱印狀を下附せず、その境内を單

1) 拙著、日本財政史 145頁

2) 吹塵錄第一冊 1頁以下

に除地として之を與へたものもある。社寺領は課税を免除し、社寺をして之を收納せしめた。

二

以上四種の土地は實際に於て如何なる割合にて存在して居たであらうか。其數字は必ずしも明瞭ではないが、今「徳川幕府縣治要略」(六二頁)所掲の數字によつて、各種の類別をなし、その割合を示さば次の如くである。

I	禁裏御料	100,000石(雲上明覽)	
	堂上方家領	四一,150石(同)	0.5%
	計	141,150石	
	郡代代官	三,261,568石(天保九年調査)	
	速國奉行及附家預所	207,563石(同)	
II	旗本知行	二,000,000石	
	京都所司代、大阪城代、駿河城代、甲府御番支配	二,000,000石	
	文化年間編(懐中道知便)	六,817,263石	25.8%
	計	100,000石	
III	三 卿	一八八,000石	
	三 侯	一九,100,000石	3.5%
	計	一九,288,000石	
IV	社寺朱印地	二六,000石(寛文朱印帳)	
	宮門跡領	四四,000石(雲上明覽)	1.3%
	計	七〇,000石	
總計	計	三,261,568石	100%

また「吹塵錄」(第五冊)には次の如き數字がある。

天保十三寅年

合高	三,558,917石	100%	
内高	四,247,700石	0.1%	
	禁裏仙洞御料		
	御料所高	4,199,000石	1.2%
	御料所高	2,249,900石	0.7%
	萬石以上總高	299,449石	3.6%
	寺社御朱印地	179,948石	1.0%
	高家並交替寄合	1,700,000石	0.6%
	公家衆家領、寺社除地之分、	335,400石	2.0%
	并萬石以下拜領高並込高之分		

右石高の類別は必ずしも前者と一致せず、從つて直接兩者を對比することは不可能であるが、大名領地が七割三分強を占め、社寺領地が一割である如きは前者と大差なく、又最後の一項は種々なる性質のものを包含して居るが、その主たるものは旗本知行であるから、それに御料所高(幕府領)を加算すれば、幕府領地についても前示のものと同様の割合となるべく、全國の四分の一に當るといふことは誤りではあるまい。

德川家の所領は從來四百萬石と稱せられ或は八百萬石と稱せられてゐる。「吹塵錄」(第五册)に

は

德川家領國の高

享保元申年より
同 十巳年迄十ヶ年平均

高四百十二萬七十五石餘

天明六年年より
寛政七卯年まで十ヶ年平均

高四百三十九萬二千四十一石餘

天保三辰年より
同 十二丑年迄十ヶ年平均

高四百十九萬七千五百五十三石餘

とあり、世に德川氏領國八百萬石の説は家臣中萬石以下の知行を有する輩其祿高三百餘萬石あり、右の四百餘萬石とこの三百餘萬石とを合算すれば七百餘萬石となり、八百萬石の概稱も蓋し是より出づるものであるとしてゐる。之と異つて吉田博士は幕府八百萬石といふは幕末のことであつて、初期は四百萬石位であらう。諸大名の地を削り、又代々開拓の結果四百萬石のものが八百萬石となつたもので、表高は四百萬石で内高は八百萬石であるとせられて居る。何れにするも幕府八百萬石といふことが一概に架空

の數でないことは明かである。

而して全國の總石高は

慶長三年 千八百五十萬九千四十三石⁸⁾

元祿年中 二千五百九十一萬六百七十石⁹⁾

文化元年 二千五百七十八萬六千八百九十五石⁷⁾

天保五年 三千四十三萬五千百七十石⁸⁾

天保十三年 三千五十五萬八千九百十七石⁹⁾

とあるから、大體に於て慶長頃千八百萬石なりしものが、元祿頃に至つて二千六百萬石となり、天保の頃は三千萬石と見ることが出来る。三千萬石に對する幕府の八百萬石は全國四分の一以上の實力を有するものといはなければならぬ。

四

轉じて大名領地について見るに、貞享元祿の頃並に慶應二年¹⁾の數は次の如くである。

元祿	貞享	總計	家數	%	石	高	%
五萬石以上	十萬石以上	一四	二四	一〇〇	一、四三三、六〇〇	二〇	二八
五萬石以下	一萬石以上	一四	四	一	一、一九九、〇〇〇	六	二八
五萬石以下	一萬石以下	一四	五	三	三、三三八、〇〇〇	二八	二八

3) 吹塵錄二五册 2頁
 4) 維新史八講 27頁
 5) 大日本租稅志中篇 270頁
 6) 大同 285頁
 7) 吹塵錄第五册 23頁

8) 48頁
 9) 50頁
 10) 史田成友、武士と町人(公民講座十卷) 164頁以下参照
 11) 同國幸六 16頁

慶應	總計	三兆	100	一八、七〇〇、〇〇〇	二〇〇
十萬石以上	五	一兆	三、六〇〇、〇〇〇	〇	
十萬石以下	五	七	二、一〇〇、〇〇〇	五	
五萬石以上	二	七	二、一〇〇、〇〇〇	五	
五萬石以下	三	六	三、五〇〇、〇〇〇	六	

かくの如く五萬石以下の小大名が其數に於て甚だ多く、大名總數の六割を占めしことは、幕府が諸侯を統御する上に極めて便であつたことは明かである。然し石高の上から見れば、これとは正反對に、十萬石以上の大名が總石高の六割六七分を占めて居たのであるから、それ等の者が大なる實力を有せしことを認めざるを得ぬ。

今試みに貞享元祿の頃提封三十萬石以上のものを擧ぐれば次の如くである¹²⁾。

前田 金 澤 ^{五石} 一〇三 (外様)	島津 鹿兒島 三 (外様)
伊達 仙臺 空 (外様)	徳川 名古屋 六
徳川 和歌山 五	細川 熊本 五 (外様)
黒田 福岡 五 (外様)	淺野 廣島 三 (外様)
毛利 萩 五 (外様)	藤堂 津 三 (外様)
鍋島 佐賀 五 (外様)	徳川 府中 三
徳川 水戸 三	井伊 彦根 三
池田 鳥取 三	池田 岡山 三 (外様)

右の中査根は慶應頃には二十五萬石であり、貞

享元祿の頃二十五萬石であつた福井(家門)が慶應には三十二萬石となつてゐるが、其他は依然として三十萬石以上を占めてゐたから此等大諸侯には大なる變動なかりしものである。而もその多くが關西中國西國方面に居り、殊に外様大名の多かつたことは注意すべきことであらう。然し個々の大名について見れば石高最も多き加賀前田侯と雖、百二萬石餘に過ぎないから、幕府が諸侯と隔絶せる大勢力を有せしことは明かである。

大名の中には紀伊尾張水戸の御三家に屬するあり、鳥取福井松江松山其他の御家門あり、幕府恩顧の臣たる譜第大名の領地と將軍直接の家臣に非る外様大名の領地とは犬牙交錯して存在して居た。今、明治二年の諸侯表¹³⁾について此等の數を計算するに

三家及家門	家數	石	高	%	一家平均石高
譜第	一六	三、三〇〇、〇〇〇	一八	18.1%	二〇六、二五〇
外様	一〇二	一六、九八〇、〇〇〇	八〇	81.9%	一六六、八〇〇
總計	一一八	二〇、二八〇、〇〇〇	九八	100%	一七一、八〇〇

12) 前掲 國史大辭典
13) 前掲 國史大辭典

であつて三家及家門の領地は割合に大であるが、譜代大名は外様大名に比してその領地は少く、譜代に三家々門を合するも、その平均石高は外様大名のそれよりも遙かに小である。且概して東海關東諸國は殆んど譜代で占めて居るが、奥州、山陽、九州諸國には外様が甚だ多かつたことも注意を要する。然しまた多數の譜代大名が各地に配置されてゐたことは外様大名を牽制するに相當役立つたことであらう。

五

之を要するに徳川氏が莫大なる天領を有せしことは諸侯を壓するに十分であつたが、それに加へて幕府の初世英明なる將軍輩出して、内に於ては參覲交代制度、大名領地の配置、婚姻政策、土木事業の御手傳等の政策によつて諸侯を制馭し、外に對しては鎖國的政策によつて、外部よりの刺戟攪亂を避けて國內の平和を維持するに努めたことは、更に一層徳川氏の權勢を大にするに共に、諸侯をして益々萎縮せしめし所以であつて、これやがて中央集權的封建制度の

完成せられ、徳川氏三百年の太平を現出した所以である。然しながら他面より考ふれば石高多き大諸侯があり、外様大名があつた。而もそれ等は中國西國方面に重きをなして居り、西南方面は全く徳川幕府の鬼門であつた。倒幕運動の實行がこの方面の諸侯と密接なる關係を有することは當然であらう。